

指 定 統 計 第 6 号

港 湾 統 計 (年 報)

平 成 1 7 年

国土交通省総合政策局情報管理部

目 次

港湾統計年報（平成１７年）の概要.....	
第１部 入港船舶・船舶乗降人員及び海上出入貨物総括表	
第１表 入港船舶表.....	
第２表 船舶乗降人員表.....	
第３表 海上出入貨物表.....	
（１） トン数総数表.....	
（２） 品種別都道府県別表（輸移出入）.....	
（３） コンテナ・シャーシトン数総数表.....	
第４表 自動車航送車両台数表.....	
第５表 コンテナ個数・シャーシ台数表.....	
（１） コンテナ個数表.....	
（２） シャーシ台数表.....	
第２部 甲種港湾	
第１表 入港船舶表.....	
第２表 船舶乗降人員表.....	
第３表 海上出入貨物表.....	
（１） トン数総数表.....	
（２） 品種別都道府県別表（輸移出入）.....	
（３） コンテナ・シャーシトン数総数表.....	
（４） 輸出貨物品種別仕向国別表.....	
（５） 輸入貨物品種別仕出国別表.....	
（６） 移出貨物品種別仕向港別表.....	
（７） 移入貨物品種別仕出港別表.....	
第４表 自動車航送車両台数表.....	
第５表 コンテナ個数・シャーシ台数表.....	
（１） 輸出コンテナ仕向国別表.....	
（２） 輸入コンテナ仕出国別表.....	
（３） 移出コンテナ仕向港別表.....	
（４） 移入コンテナ仕出港別表.....	
（５） 輸出シャーシ仕向国別表.....	
（６） 輸入シャーシ仕出国別表.....	
（７） 移出シャーシ仕向港別表.....	
（８） 移入シャーシ仕出港別表.....	
第３部 乙種港湾	
第１表 入港船舶表.....	
第２表 船舶乗降人員表.....	
第３表 海上出入貨物表.....	
（１） トン数総数表.....	
（２） 品種別都道府県別表（輸移出入）.....	
（３） コンテナ・シャーシトン数総数表.....	
第４表 自動車航送車両台数表.....	
第５表 コンテナ個数・シャーシ台数表.....	
附表	
累年比較表.....	

港湾統計年報（平成 17 年分）の概要

1. 調査概要

（1）港湾調査の目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

（2）調査事項

入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物等

（3）調査港湾

港湾調査規則（昭和 26 年運輸省令第 13 号）の別表（第 3 条関係）に掲げる甲種港湾（172 港）及び乙種港湾（642 港）を対象

（4）調査期間

平成 17 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間

2. 集計表利用上の留意点

（1）入港船舶

調査船舶は、積載貨物、乗客の有無にかかわらず総トン数 5 トン以上の入港船舶（調査水域に入った船舶）とし、端船その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶については、調査対象外とした。また、調査時点は、調査船舶が、調査港湾の調査水域に入り最初の港湾施設（港湾法第 2 条第 6 項の認定を受けた港湾施設を含む。以下同じ。）に到着したときとした。

（注）1. 廃船の目的であっても自力で入港したものは、入港船舶とした（種別は「その他」とした。）。また、他力で曳航又は上積みされて入港した廃船は、入港船舶としない（ただし、（3）海上出入貨物においては貨物調査の対象とした。）。

2. 廃船を曳航してきた船舶は、総トン数が 5 トン以上であれば調査対象とした。

3. プッシャーバージが入港した場合は、プッシャー（押船）とバージ（台船）を併せて 1 隻とした。この総トン数は、一体型プッシャーバージについては、プッシャーとバージの総トン数を併せた総トン数とし、一体型プッシャーバージ以外のプッシャーバージについては、プッシャーのみの総トン数とした。

4. 港湾法第 2 条第 6 項……前項第 1 号から第 11 号までに掲げる施設（水域施設、外かく施設等）で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

(2) 船舶乗降人員

調査人員は、船舶（船舶の総トン数に関係なく、すべての船舶が調査対象）によって調査港湾に出入した乗降客数（乗船券を購入した者、大人と小人との区別なし）とし、次に掲げる者については、調査対象外とした。また、調査時点は、乗降客が乗込又は上陸したときとした。

同一港内を往来した乗降客

当該船舶の船員及び従業員

自動車航送船の乗降人員のうち、乗船券を購入しないトラック、バス、乗用車及びその他車両の乗員及び乗客

- (注) 1 . 調査港湾で観光客が乗船し、その調査水域外を遊覧し、再び同一調査港湾で上陸した場合は、その観光客が調査水域外で上陸するか否かにかかわらず、調査人員とした。したがって、観光客 1 人を乗込人員 1 人、上陸人員 1 人とする。
- 2 . 外国航路の乗降客数には、通常の出入国客に加えて、一時的な寄港等に伴う乗込人員及び上陸人員を含めた。

(3) 海上出入貨物

(ア) 調査貨物

調査貨物は、船舶及びはしけ等によって調査港湾と他の港湾等（海上を含む。）との間で輸送された貨物とし、次に掲げる貨物については、調査対象外とした。また、調査時点は、出入貨物が港湾施設において荷役されたときとした。

郵便物、旅客携帯品（手荷物）、船舶から排出されるごみ等

調査港湾内において浚渫された土砂

工事用資材（他の港湾又は調査水域の外（海上）から運搬され、調査水域内の建設現場に投棄されるもの）

自動車航送船によって輸送された自動車の積載貨物

- (注) 1 . 調査貨物には、他力で曳航又は上積みされて入港した廃船、調査港湾において建造されて他力で出港した新造船を含めた。
- 2 . 調査貨物には、自動車航送船によって運送された一般の貨物又は商品としての車両（自動車及び自転車。）を含めた。
- 3 . 船舶自身が運航上必要とする船舶用品（燃料、食料、その他消耗品等）は、調査貨物の各品種に組入れた。

(イ) 調査項目

1) 貨物数量

貨物の数量は、原則として「フレート・トン」で表し、容積は 1 . 1 3 3 立方メートル（ 4 0 立方フィート）、重量は 1 , 0 0 0 キログラムを 1 トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値とした（小数点以下第 1 位を四捨五入）。ただし、商慣習に従っている貨物は、その慣習に従った。

貨物は「中分類（ 8 1 品種）」で分類した。

コンテナ貨物の数量は、その中味を品種ごとに計上した。ただし、コンテナ自体の質量は含めない。

(注) 1. 回送中の空コンテナは数量に計上しない。ただし、商品として輸送したコンテナは「輸送用容器」として計上した。

2. コンテナ貨物の中味が判別できない場合は、「取合せ品」として計上した。

シャーシ貨物の数量は、その中味を品種ごとに計上した。ただし、シャーシ自体の質量は含めない。

(注) 1. 回送中の空シャーシは、空シャーシ自体を貨物とみなし、「その他輸送機械」として計上した。ただし、空シャーシにトラクターが付いている場合は「完成自動車」として計上した。

2. シャーシ貨物の中味が判別できない場合は、「取合せ品」として計上した。

自動車航送船で輸送されたバス、トラック、乗用車等（後述の「2）自動車航走車両台数」で対象とした車両）、商品としての車両及び回送中の空シャーシ等は、車種別にフレート・トンに換算した。

（例えば、バス（特大）は75フレート・トン/台、乗用車（普通・小型）は10フレート・トン/台）。

2) 自動車航走車両台数

自動車航送船で輸送された自動車の車種ごとの台数とした。ただし、二輪自動車、自転車及び商品としての自動車は含めない。

3) コンテナ個数・シャーシ台数

コンテナ個数

貨物を輸送するために用いられたコンテナ及び回送中の空コンテナの個数とし、TEUを換算した。

ただし、商品としてのコンテナは含めない。

コンテナ個数のTEU換算率については以下のとおり

コンテナの長さ	区分	TEU
9フィート未満	8フィート	0.4
9フィート以上11フィート未満	10フィート	0.5
11フィート以上20フィート未満	12フィート	0.6
20フィート以上24フィート未満	20フィート	1.0
24フィート以上35フィート未満	24フィート	1.2
35フィート以上40フィート未満	35フィート	1.75
40フィート以上45フィート未満	40フィート	2.0
45フィート以上	45フィート	2.25

シャーシ台数

貨物を輸送するために用いられたシャーシ及び回送中の空シャーシ（回送中の空コンテナを積載したシャーシを含む。）の台数とした。ただし、商品としてのシャーシは含めない。

3. 用語

(1) 船舶区分

(ア)「商船」とは、客船、貨客船、貨物船（各種専用船及びコンテナ船を含む。）及び油送船（タンカー）をいう。

(イ)「自動車航送船（フェリー）」とは、旧海上運送法による一般旅客定期航路事業の免許又は自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けて、自動車航送を行う船舶をいう。（平成12年10月1日以降も自動車航送を行う当該船舶をいう。）

(ウ)「漁船」とは、次のそれぞれに該当する船舶をいう。

もっぱら漁業に従事する船舶

漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

もっぱら漁場に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

(エ)「避難船」とは、船種及び国籍を問わず次の理由によって避難した船舶をいう。

荒天のため出戻った場合

荒天を避けるため、予定を変更して寄港した場合

海難事故のため、自力又は他力によって入港した場合

荒天のため、炭水を消費してその補給のため入港した場合

(オ)「鉄道連絡船」とは、西日本旅客鉄道株式会社の経営のものをいう(宮島口～宮島)。

(カ)「その他」とは、上記以外の船舶をいう(引船、官庁船、軍用船、修理船、工事用船舶等)。

(注)漁船の登録を受けた船舶であっても、漁獲物以外の物品を輸送する場合又は漁場から市場までの運搬以外の漁獲物を運搬する場合は、その船舶は海上運送を行ったものとし、用途は商船とした。また、外国漁船(日本船舶以外の船舶)が漁獲物等を貿易のため、調査港湾に運搬した場合も、商船とした。

(2)「外国貿易貨物(外貨)」とは、調査港湾と外国の港湾との間で直接取引のあった出入貨物のことをいう。したがって、調査港湾で一旦陸揚げされそれを内航船舶によって国内の他の港湾で船卸する貨物及び調査港湾の入港前に他の国内の港湾で内航船舶によって船積みされ、将来外貨となる予定のものは、内国貿易貨物とした(一般にいう二次輸送(外貨であったもの及び将来外貨となる予定の貨物)を指す。)。

(3)「内国貿易貨物」とは、外国貿易貨物以外のものをいう。

(注)内国貿易貨物には、 外航船舶に積込む船舶用品、 外航船舶として入港し、内航船舶に資格が変更された場合の積載貨物、 外航船舶によって輸送される内国貿易貨物を含む。

(4)「コンテナ(コンテナ貨物)」とは、港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がコンテナに収容されているものをいう。また、「空コンテナ」とは、貨物を収容していないコンテナをいう。

(5)「シャーシ(シャーシ貨物)」とは、港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がシャーシ(貨物を運ぶための台車)に積載されたものをいう。また、「オンシャーシ(オンシャーシ貨物)」とは、シャーシにコンテナを積載したものをいう。さらに、「空シャーシ」とは、貨物を積載していないシャーシをいう。

(6)仕向港(国)とは、調査港湾で船積みした調査貨物を最初に船卸した港湾(国)をいう。

(7)仕出港(国)とは、調査港湾で船卸した調査貨物が最終に船積みされた港湾(国)をいう。

(8)最終船卸港(国)とは、調査港湾で船積みした調査貨物を最終に船卸した港湾(国)をいう。

(9)最初船積み港(国)とは、調査港湾で船卸した調査貨物が最初に船積みされた港湾(国)をいう。

4 . 港湾統計年報（平成 1 7 年）の概況

（1）入港船舶

平成 1 7 年の入港船舶の隻数及び総トン数の合計は、5,191千隻（前年比 2.1%減）、4,026,460千総トン（0.2%増）であった。これを船舶区分別にみると、外航は、130千隻（0.2%増）、1,803,071千総トン（0.7%増）、内航は、3,204千隻（0.6%減）、2,122,097千総トン（0.2%減）等であった。（単位：隻・総トン・%）

船 舶 区 分		隻 数	前年比	総トン数	前年比
外航	商船	128,857	100.2	1,790,528,396	100.7
	自動車航送船	1,053	99.8	12,542,707	104.4
	計	129,910	100.2	1,803,071,103	100.7
内航	商船	2,055,844	99.5	905,893,624	100.0
	自動車航送船	1,127,639	99.3	1,211,785,960	99.7
	鉄道連絡船	20,185	99.2	4,417,096	98.5
	計	3,203,668	99.4	2,122,096,680	99.8
漁船		1,570,188	95.1	24,347,709	92.5
避難船		21,072	74.9	2,974,069	88.1
その他		265,764	98.5	73,969,986	104.5
合計		5,190,602	97.9	4,026,459,547	100.2

（2）船舶乗降人員

平成 1 7 年の船舶乗降人員の合計は、118,021千人（1.5%減）であった。このうち、外国航路は、1,279千人（乗込人員 642千人、上陸人員 637千人、2.3%増）、内国航路は、116,742千人（乗込人員 58,473千人、上陸人員 58,269千人、1.5%減）であった。

（単位：千人・%）

航 路 別	計	前年比	乗込人員	前年比	上陸人員	前年比
外国航路	1,279	102.3	642	102.1	637	102.6
内国航路	116,742	98.5	58,473	98.3	58,269	98.7
（内 鉄道連絡船）	(2,659)	(102.0)	(1,319)	(101.8)	(1,340)	(102.3)
合計	118,021	98.5	59,115	98.4	58,906	98.7

(3) 海上出入貨物

平成 1 7 年の海上出入貨物の合計は、3,174百万トン(0.2%増)であった。このうち、外国貿易貨物は、1,226百万トン(輸出 261百万トン、輸入966百万トン、 1.2%増)、内国貿易貨物は、1,948百万トン(移出 983百万トン、移入 965百万トン、 0.4%減)であった。

(単位：千トン・%)

貿易形態	計		輸出又は移出		輸入又は移入	
		前年比		前年比		前年比
外国貿易貨物	1,226,323	101.2	260,664	104.5	965,659	100.3
（内 コンテナ）	(231,720)	(103.3)	(100,214)	(103.1)	(131,506)	(103.4)
（内 シャーシ）	(1,497)	(112.5)	(678)	(111.5)	(819)	(113.3)
（内 自動車航送船）	(541)	(86.0)	(258)	(89.6)	(283)	(83.0)
内国貿易貨物	1,947,944	99.6	983,125	99.6	964,819	99.6
（内 コンテナ）	(23,341)	(106.5)	(11,886)	(106.8)	(11,455)	(106.2)
（内 シャーシ）	(59,304)	(102.2)	(30,700)	(103.3)	(28,604)	(101.0)
（内 自動車航送船）	(801,012)	(97.8)	(400,908)	(97.9)	(400,104)	(97.7)
（内 鉄道連絡船）	(385)	(100.8)	(178)	(101.1)	(207)	(100.5)
合計	3,174,267	100.2	1,243,789	100.6	1,930,478	99.9

(4) 自動車航送台数

平成 1 7 年の自動車航送台数の合計は、29,083,778台(3.7% 減)であった。このうち、外国航路は、11,266台(輸出 5,440台、輸入 5,826台、13.8%減)、内国航路は、29,072,512台(移出14,526,693台、移入 14,545,819台、 3.7%減)であった。

(単位：台・%)

	車種	計		輸出又は移出		輸入又は移入	
			前年比		前年比		前年比
外国航路	バス	0	-	0	-	0	-
	トラック	10,571	85.9	5,097	89.6	5,474	82.8
	乗用車	695	90.0	343	89.1	352	91.0
	その他	0	-	0	-	0	-
	計	11,266	86.2	5,440	89.5	5,826	83.2
内国航路	バス	280,430	97.0	140,602	97.4	139,828	96.6
	トラック	8,591,194	96.6	4,298,232	96.5	4,292,962	96.6
	乗用車	17,251,695	95.6	8,609,718	95.6	8,641,977	95.6
	その他	2,949,193	99.7	1,478,141	100.2	1,471,052	99.2
	計	29,072,512	96.3	14,526,693	96.3	14,545,819	96.3
合計		29,083,778	96.3	14,532,133	96.3	14,551,645	96.3

(5) コンテナ個数

平成 17 年のコンテナ個数の合計は、18,848 千 T E U (5.8% 増) であった。このうち、外国貿易貨物は、15,732 千 T E U (輸出 7,810 千 T E U、輸入 7,922 千 T E U、5.2% 増)、内国貿易貨物は、3,115 千 T E U (移出 1,552 千 T E U、移入 1,564 千 T E U、9.2% 増) であった。

(単位 : T E U ・ %)

貿易形態	計		輸出又は移出		輸入又は移入	
		前年比		前年比		前年比
外国貿易貨物	15,732,277	105.2	7,810,253	105.8	7,922,024	104.6
内国貿易貨物	3,115,420	109.2	1,551,898	109.7	1,563,522	108.6
合計	18,847,697	105.8	9,362,151	106.4	9,485,546	105.2

(6) 入港船舶隻数 (上位 2 0 港)

(単位 : 隻、 %)

順 位	港 湾 名	都道府県	隻 数	前 年 比
1	土 生	広 島 県	75,900	99.8
2	勝 本	長 崎 県	73,841	103.4
3	高 松	香 川 県	72,418	98.8
4	広 島	広 島 県	71,314	97.7
5	北 九 州	福 岡 県	69,673	99.5
6	千 葉	千 葉 県	65,192	98.3
7	尾 道 系 崎	広 島 県	64,674	98.7
8	呉	広 島 県	61,159	109.4
9	小用 (江田島)	広 島 県	60,171	121.5
1 0	鹿 児 島	鹿 児 島 県	59,383	101.2
1 1	宇 野	岡 山 県	57,104	100.8
1 2	厳 島	広 島 県	52,040	100.8
1 3	石 垣	沖 縄 県	51,185	108.6
1 4	水 島	岡 山 県	47,628	100.8
1 5	厳 原	長 崎 県	45,051	104.6
1 6	横 浜	神 奈 川 県	43,415	102.8
1 7	明 石	兵 庫 県	43,230	101.2
1 8	森	北 海 道	42,074	99.2
1 9	下 関	山 口 県	41,682	97.1
2 0	郷 ノ 浦	長 崎 県	40,985	101.7

(7) 入港船舶総トン数 (上位 2 0 港)

(単位 : トン、 %)

順 位	港 湾 名	都道府県	総 ト ン 数	前 年 比
1	横 浜	神奈川県	239,503,466	103.8
2	名 古 屋	愛 知 県	227,192,152	101.0
3	神 戸	兵 庫 県	185,781,089	100.8
4	東 京	東 京 都	172,458,854	104.0
5	千 葉	千 葉 県	141,828,611	100.4
6	大 阪	大 阪 府	137,250,573	98.4
7	北 九 州	福 岡 県	105,637,803	101.7
8	川 崎	神奈川県	92,588,729	98.6
9	水 島	岡 山 県	86,855,334	97.2
1 0	苫 小 牧	北 海 道	80,324,408	105.5
1 1	堺 泉 北	大 阪 府	75,124,133	101.2
1 2	大 分	大 分 県	65,683,717	100.7
1 3	鹿 児 島	鹿児島県	63,921,597	98.9
1 4	新 潟	新 潟 県	58,373,119	99.3
1 5	四 日 市	三 重 県	58,327,874	96.4
1 6	高 松	香 川 県	55,000,551	96.1
1 7	博 多	福 岡 県	54,309,273	97.6
1 8	石 垣	沖 縄 県	53,227,031	110.3
1 9	徳 山 下 松	山 口 県	52,359,827	106.9
2 0	鹿 島	茨 城 県	50,777,724	104.3

(8) 船舶乗降人員数 (上位 2 0 港)

(単位：人、%)

順 位	港 湾 名	都道府県	人 員	前 年 比
1	鹿 児 島	鹿児島県	6,695,845	99.7
2	厳 島	広島県	5,302,216	101.2
3	桜 島	鹿児島県	3,763,432	97.1
4	広 島	広島県	2,994,040	100.5
5	高 松	香川県	2,231,622	96.7
6	鳥 羽	三重県	2,074,702	97.5
7	石 垣	沖縄県	2,063,285	101.2
8	小用 (江田島)	広島県	2,034,259	96.5
9	明 石	兵庫県	2,030,914	98.9
1 0	北 九 州	福岡県	1,972,059	96.2
1 1	博 多	福岡県	1,957,829	96.8
1 2	岩 屋	兵庫県	1,936,979	99.4
1 3	神 戸	兵庫県	1,916,272	97.3
1 4	垂 水	鹿児島県	1,913,534	97.5
1 5	松 山	愛媛県	1,902,357	102.0
1 6	新 潟	新潟県	1,689,947	99.8
1 7	土 庄	香川県	1,681,955	96.9
1 8	両 津	新潟県	1,548,472	102.1
1 9	横 須 賀	神奈川県	1,539,238	103.1
2 0	東 京	東京都	1,537,264	87.3

(9) 海上出入貨物トン数総数 (上位 2 0 港)

(単位：トン、%)

順 位	港 湾 名	都道府県	ト ン 数	前 年 比
1	名 古 屋	愛 知 県	187,133,715	102.7
2	千 葉	千 葉 県	165,715,282	97.9
3	横 浜	神奈川県	133,280,348	105.0
4	苫 小 牧	北 海 道	107,746,959	105.6
5	水 島	岡 山 県	102,059,400	97.7
6	北 九 州	福 岡 県	101,705,300	108.5
7	川 崎	神奈川県	93,218,269	99.6
8	大 阪	大 阪 府	93,141,723	100.0
9	東 京	東 京 都	92,032,259	100.7
1 0	神 戸	兵 庫 県	91,181,768	106.4
1 1	堺 泉 北	大 阪 府	73,047,788	100.4
1 2	大 分	大 分 県	66,399,837	108.8
1 3	徳 山 下 松	山 口 県	66,238,456	101.9
1 4	喜 入	鹿児島県	65,855,809	99.9
1 5	木 更 津	千 葉 県	64,756,033	97.1
1 6	四 日 市	三 重 県	63,099,166	101.3
1 7	鹿 島	茨 城 県	60,483,253	104.6
1 8	高 松	香 川 県	51,733,393	98.1
1 9	宇 野	岡 山 県	51,470,566	99.9
2 0	和 歌 山 下 津	和歌山県	46,464,797	103.4

品 種 分 類 表

大分類	中分類	内 容 例 示
農水産品	麦	大麦、裸麦、小麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	あわ、ひえ
	野菜・果物	甘しょ、馬鈴しょ、大根、キャベツ、きのこ、りんご、くり
	綿花	綿花、コットンリンター
	その他農産品	大麻、砂糖きび、コーヒー豆、花き、種子
	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣類、鳥獣肉、未加工乳、鶏卵、動物性粗繊維
	水産品	魚介類（生鮮、冷凍、塩蔵、乾燥）
林産品	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	しばまき、そだ、木炭、黒炭、たどん、おがライト
鉱産品	石炭	無煙炭、せん石、原料炭、一般炭、亜炭、泥炭
	鉄鉱石	鉄鉱石、砂鉄鉱
	金属鉱	マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱、ニッケル鉱
	砂利、砂	砂利、砕石、軽量骨材、河砂、浜砂
	石材	花こう岩、大理石、玉石、灯ろう、石碑
	原油	原油
	りん鉱石	りん鉱石、グアノ、りん酸カリウム
	石灰石	石灰石（大理石を除く。）
	原塩	岩塩、天日塩、にがり、かん水
	非金属鉱物	石こう、けい砂、ドロマイト、水晶、ダイヤモンド、ウラン鉱
金属機械工業品	鉄鋼	銑鉄、原鉄、鋳鉄品、粗鋼
	鋼材	形鋼、棒鋼、鋼板、帯鋼、鋼管
	非鉄金属	銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル、銅線、電力ケーブル
	金属製品	鉄骨、鉄塔、サッシ、ボルト、金網
	鉄道車両	機関車、電車、客車
	完成自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車
	その他輸送車両	動力付運搬機、フォークリフト
	二輪自動車	オートバイ、モータ・スクータ、二輪車用側車
	自動車部品	ガソリン機関、自動車車体、自動車用部品
	その他輸送機械	自転車、リヤカー、そり、船舶、飛行機
	産業機械	エレベーター、破砕機、掘削機、農業用機械
	電気機械	変圧器、配電盤、電動工具、半導体
	測量・光学・医療用機械	測量機、計量器、望遠鏡、カメラ
	事務用機器	電子卓上計算機、複写機、ワードプロセッサ
	その他機械	自動販売機、消化装置、温水暖房装置
化学工業品	陶磁器	食器、タイル
	セメント	ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント
	ガラス類	板ガラス、ガラス製品、光ファイバー
	窯業品	れんが、コンクリート製品
	重油	A 重油、B 重油、C 重油
	石油製品	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、潤滑油
	L N G（液化天然ガス）	液化天然ガス
	L P G（液化石油ガス）	液化プロパンガス、液化ブタン
	その他石油製品	絶縁油、グリース、ワセリン

軽工業品	コークス	コークス、半成コークス
	石炭製品	練炭、豆炭
	化学薬品	硫酸、塩酸、か性ソーダ、アンモニア、アセチレンガス
	化学肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硫酸カリウム、化成肥料
	染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	合成染料、有機顔料、ラッカー、合成ゴム、医薬品、火薬、接着 剤、農薬
	紙・パルプ	クラフトパルプ、筆記用紙、壁紙
	糸及び紡績半製品	紡績糸、生糸、絹糸
	その他繊維工業品	織物、不織布、ひも
	砂糖	粗糖、氷砂糖、水あめ、ぶどう糖
	製造食品	ハム、牛乳、かまぼこ、茶、菓子、調理冷凍食品
雑工業品	飲料	清涼飲料、ビール、清酒
	水	飲料水、氷、雪
	たばこ	紙巻たばこ、葉巻たばこ
	その他食料工業品	食塩、化学調味料
	がん具	がん具
	衣服・身廻品・はきもの	衣服、寝具、かばん、靴
	文房具・運動娯楽用品・ 楽器	雑誌、事務用具、娯楽用品、運動競技用品、ＣＤ、楽器
	家具装備品	たんす、美術品
	その他日用品	ろうそく、ヘアブラシ、ハンガー
	ゴム製品	ゴムタイヤ、再生ゴム、ゴムバンド
特殊品	木製品（他に分類されな いもの）	合板、障子、建築用ユニット
	その他製造工業品	眼鏡、農機具、漁具
	金属くず	鉄くず、鋼くず
	再利用資材	古紙、紡績ウエスト、プラスチックスクラップ
	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす
	廃棄物	じんかい、ふん尿
	廃土砂	廃土砂、残土
	輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク
	取合せ品	引越荷物、郵便物、小荷物
	分類不能のもの	分類不能のもの

この品種分類表によって、鉄道連絡船で運送される貨物は大分類（９品種）で、それ以外の貨物は中分類（８１品種）で分類する。

